

議案の訂正について

令和4年第4回定例会に提出された議案について、下記のとおり訂正の申出がありました。

記

1 議 案

議第63号 地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

2 訂正内容

第1条 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

訂正後	訂正前
<p data-bbox="248 810 349 842">附 則</p> <p data-bbox="188 868 398 900">1～8 (略)</p> <p data-bbox="188 925 972 957">9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p data-bbox="210 983 1122 1072">(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員</p> <p data-bbox="210 1098 1122 1302">(2) <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員</u></p>	<p data-bbox="1225 810 1326 842">附 則</p> <p data-bbox="1155 868 1366 900">1～8 (略)</p> <p data-bbox="1155 925 1939 957">9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p data-bbox="1178 983 2089 1072">(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員</p> <p data-bbox="1178 1098 2089 1302">(2) <u>国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）第1条の規定による改正前の国家公務員法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員</u></p>